

平成21年第2回定例会

生活文化環境森林常任委員会

説明資料

【所管事項説明】

- 1 R D F 焼却・発電事業について・・・1
- 2 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第4回点検・評価の概要・・・4
- 3 石原産業(株)への対応状況について・・・7
- 4 浄化槽法に係る指定検査機関について・・・13
- 5 水道事業の一元化について・・・16
- 6 森林資源のCO₂吸収・固定機能の「見える化」について・・・17
- 7 生物多様性地域戦略について・・・19
- 8 審議会等の審議状況・・・21

平成21年12月8日

環境森林部

1. RDF焼却・発電事業について

1 平成29年度以降のRDF事業のあり方について

RDF運営協議会に「あり方検討作業部会」を設置し、平成29年度以降の市町の事業への基本的な考え方やRDF量の見込み等、事業を継続する場合の諸課題について、RDF焼却・発電施設の改修費や維持管理費などの資料をもとに検討を行っています。

第4回あり方検討作業部会を平成21年11月26日に開催し、平成29年度以降のRDF焼却・発電施設の改修費や維持管理費等についての委託調査の結果を報告したところです。

【調査結果の概要】

- (1)平成29年度以降も運転を継続するためには、改修が必要であり、改修費は3～5年延長の場合で約5億円、10年延長の場合で約29億円と推計
- (2)貯蔵施設等を含む発電所全体の維持管理費は、現況の維持管理の人員や点検状況からみると、平成29年度以降も運転を継続するためには、維持管理費として、年間13億円程度を要すると推計（現状は年間9億円程度）
- (3)施設の撤去費は約7億円と推計
- (4)運営上の留意点
 - ・維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できるよう準備が必要
 - ・改修中にRDFの外部処理が必要

今後、「あり方検討作業部会」において、調査結果を検証するとともに、平成21年度末には事業期間や参加団体など一定の方向性を得るよう市町と協議を進めます。

2 RDF焼却・発電施設用地の取得について

現在、土地区画整理法に基づく事業認可の手続きが進められている状況にあり、桑名市多度力尾土地区画整理組合の設立に伴い平成22年度以降の用地取得の必要性が出てきたところです。

今後、用地の取得時期や価格について、土地区画整理事業の進捗状況を見極めながら、桑名広域清掃事業組合と調整を行うとともに、適宜、議会への説明を行いたいと考えています。

(参考)

1 R D F 運営協議会「あり方検討作業部会」の開催状況

- 第 1 回あり方検討作業部会（平成 20 年 12 月 25 日）
 - ・部会構成の決定
 - ・R D F 焼却・発電所の視察
 - ・検討課題等に対する意見交換
- 第 2 回あり方検討作業部会（平成 21 年 3 月 27 日）
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査業務委託の概要説明
 - ・平成 29 年度以降 R D F 焼却・発電事業を継続する際の課題整理
- 第 3 回あり方検討作業部会（平成 21 年 7 月 23 日）
 - ・焼却・発電施設の維持管理費の現状の説明
 - ・作業部会の今後の進め方
- 桑名広域清掃事業組合の議会勉強会（平成 21 年 7 月 30 日）
 - ・焼却・発電施設の維持管理費の現状の説明
- 第 4 回あり方検討作業部会（平成 21 年 11 月 26 日）
 - ・R D F 焼却・発電施設維持管理費等調査結果の概要説明
 - ・他処理方式の施設建設費用及び R D F 運賃コストの説明

2 用地の取得に係る事業開始当初の考え方及び経過

R D F 焼却・発電施設用地については、県と桑名広域清掃事業組合（以下「桑名広域」という。）との間で締結している「R D F 化構想に関する確認書（平成 9 年 3 月 2 6 日）」に基づき、桑名広域から斡旋を受け、県が有償で取得することとなっています。

なお、桑名広域は、R D F 用地 1 1 h a（R D F 焼却・発電施設用地及び桑名広域 R D F 化施設用地）を含む地域（平成 1 0 年当時の全体面積 5 0 h a）が公図混乱地域であることから、土地区画整理法に基づき土地の整理を行い、事業用地の確保を図ることとしていました。

県は、R D F 焼却・発電施設整備事業の最終年度である平成 1 4 年度当初予算において、県占有部分（約 3 h a）の用地費（5 億円）について予算計上を行いました。一部地権者による土地の明け渡しを求める訴訟が桑名広域に対し提起されたことや具体的な土地区画整理事業の進捗がなく、桑名広域からの土地の斡旋の目処が立たなかったことから、当該年度最終補正予算において取り下げを行いました。

平成 2 1 年度当初から工業用地の整備を目的として、都市計画法に基づく「地区計画」の手続きが進められ、平成 2 1 年 8 月の桑名市都市計画審議会を経て、9 月 2 日に決定告示が行われました。

3 平成29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題

(1) 事業計画期間

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

(2) RDF量

- ② 平成29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

(3) 施設等

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または平成29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

(4) 維持管理

- ⑦ 富士電機システムズ㈱との現行の委託契約は、平成29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 平成29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

(5) 事業全般

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。

(注) ⑥、⑨～⑬の6項目は、平成21年3月27日「第2回あり方検討作業部会」により追加されたものです。

2. ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第4回点検・評価の概要

ごみゼロ社会実現プランをより効果的かつ着実に進めるため、住民、事業者、市町、NPO等団体を構成員とするプラン推進のための全県的な組織として「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、定期的にプラン推進の取組を点検・評価し公表することとしています。

今回の点検・評価は、平成20年度において実施された施策の進捗状況を対象に実施しました。

1. ごみゼロプランの数値目標に関する進捗状況

(1) ごみの減量化の現状

ごみゼロプランに掲げる数値目標に関する進捗状況

指標名		2002年度 (確定値)	2008年度 (速報値)	(トン/年)			
				2002年度比	短期目標 (2010)	中期目標 (2015)	数値目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ	535,198	494,593	-7.6%	-6.0%	-13.0%	-30.0%
	事業系ごみ	251,733	188,281	-25.2%	-5.0%	-13.0%	-30.0%
資源としての再利用率		14.0%	14.2%		21.0%	30.0%	50.0%
		110,781	97,221				
(参考)資源化率		22.4%	30.8%				
資源化量		183,305	218,428	19.2%			
集団回収量		29,629	27,389	-7.6%			
最終処分量		151,386	70,272	-53.6%	81,000	76,000	0

【評価】

① 家庭系ごみ排出量

2002(平成14)年度と比べ7.6%の削減となり、短期目標を達成しています。これは鳥羽市、伊賀市及び名張市での家庭系ごみの有料化や多くの市町におけるレジ袋の有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透が要因と考えられます。

② 事業系ごみ排出量

引き続き減少傾向にあり、すでに中期目標を達成しています。この減少要因としては市町における事業系ごみ処理手数料の値上げや食品リサイクル法に伴う食品関連事業者の生ごみ資源化の促進などが考えられます。

③ 資源としての再利用率

2002(平成14)年度と比べるとわずかながら上昇していますが、短期目標とは隔たりがあることから、今後は、市町における容器包装リサイクル法の第5期分別収集計画に基づく資源化の促進など、一層の取組を推進する必要があります。

④ 最終処分量

2002（平成 14）年度と比べると半分以下に減少し、すでに中期目標を達成しています。この要因はガス化溶融施設による焼却灰のスラグ化や容器包装リサイクル法によるプラスチック等埋立ごみの減少が大きいものと考えられます。

また、伊勢市で平成 19 年度に取り組まれたガラス・陶磁器くずの資源物としての再利用の取組が埋立処分量の削減につながっており、他市町への普及・展開を進める必要があります。

(2) 多様な主体の参画・協働の現状

指標名	2004年度	2007年度		短期目標 (2010)	中期目標 (2015)	数値目標 (2025)
			2004年度比			
ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.2%	58.3%	+0.1%	80%	90%	100%
環境に配慮した消費行動をとる県民の率	39.4%	40.2%	+0.8%	60%	90%	100%
食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	38.5%	40.6%	+2.1%	60%	90%	100%
ごみゼロ社会実現プランの認知率	-	45.6%		90%	100%	100%

【評価】

プランの認知率は 45.6%とほぼ半数の方に認知されているものの、短期目標達成にはまだ十分とは言い難い状況であることから、より一層のプランの周知・啓発を行う必要があります。また、次代を担う子どもたちを対象に創意工夫を凝らした啓発を行い、県全体としてごみ減量化に取り組む気運を醸成していく必要があります。

2. プラン推進モデル事業等の評価と課題の概要

【プラン推進モデル事業】

- 平成 19 年度に伊勢市でモデル事業として実施した「レジ袋の削減（有料化の導入）検討」が、順次広がりを見せ平成 21 年度には 25 市町で取り込まれるなど、モデル事業が他市町へ展開されています。
- モデル事業を実施したことにより、ごみ減量化や住民の意識の醸成が図られるなど一定の成果が得られており、今後、県全域への展開を一層進めるため、引き続きモデル事業の的確な効果検証とその成果の市町等への普及に取り組む必要があります。

【プランの周知・啓発】

- ・ ごみゼロ社会の実現に向けてごみ減量の取組がより身近で親しみやすいものとなるよう、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」等を活用した啓発に取り組むとともに、次代を担う子どもたちをターゲットにしつつその先の家庭や地域社会を見据えた啓発活動を重点的に実施する必要があります。

【今後の取組】

- ・ 今後は、2015（平成 29）年度の中期目標を視野に入れ、家庭系ごみの有料化、生ごみや埋立ごみの再資源化など、プランに掲げる取組のなかでも戦略的に注力する取組を選択し、県がモデル事業として支援を行い、実践的な取組の成功事例を積み重ねるとともに、これらの成果を市町と情報共有することで県全域に展開を図っていきます。
- ・ また、モデル事業を契機に県内の多くの市町にレジ袋削減の取組が広がりましたが、こうした意識から行動へ繋げる取組のセカンドステージとして、多様な主体との連携のもと「ごみの減量化と低炭素社会の構築」のさらなる定着を図る方策等の検討を行います。
- ・ 市町に対しては、家庭系ごみの減量化に有効なごみ処理の有料化検討など市町のごみ処理システムの最適化を促進するため、会計面からの分析を行う廃棄物会計の普及啓発と導入に向けての支援ツールの充実などとともに市町ごみ処理カルテの一層の普及を促進していきます。
- ・ なお、平成 22 年度は短期目標の目標年度であり、かつ、プラン策定から 5 年を経過することから、プランの改訂や数値目標の見直しを行います。
- ・ 改訂にあたっては、特にこれまでモデル事業として取り組んできた家庭系ごみの有料化やレジ袋の削減、生ごみの堆肥化、ガラス・陶磁器くずの分別収集などの効果を確認するため、一般廃棄物実態調査（組成分析調査等）を実施し、その効果検証やごみ減量に関する先進事例などを考慮します。
- ・ また、住民、事業者、NPO 等団体、行政の協働連携により、プランに基づき様々な取組を行ってきましたが、これらの取組により、前回調査時（平成 19 年度）から県民や事業者の意識と行動がどのように変化したのかを確認するため、県民意識調査と事業者アンケートを実施します。

これらの評価・課題を踏まえ、多様な主体との協働のもとごみ減量化に向けた取組を着実に進めることによりプランの中期目標の達成をめざします。

3. 石原産業(株)への対応状況について

1. 企業体質の改善に向けた取組について

石原産業(株)が平成20年8月11日に提出した改善計画に基づき、定期的に求めてきた経過報告が、同社四日市工場よりありました。

(1) 報告の概要

- ① 社長直属の環境・安全衛生統括執行役員（常務）が四日市工場に常駐することで監視体制を強化
- ② 環境安全衛生検査担当副工場長を新設し生産担当副工場長との2名体制とすることで牽制機能を強化
- ③ 昨年の設備総点検で以後の対応としていた課題を12月中に解消
- ④ 生産部門に専任設備保全スタッフを配置することで設備維持体制を強化

※他の内容については「改善7項目に対する経過報告の概要」（別紙）参照

(2) 県の対応

これまでも県では、立入検査を実施し、報告内容を確認してきました。11月11日にも進捗状況を確認し、一層のコンプライアンス意識の醸成に向けて取り組むよう指導を行いました。今後、本経過報告についても、立入検査等により改善内容を確認することとしています。

2. 空間放射線量率の自主管理基準を超過したアイアンクレーについて

石原産業(株)は、既に廃棄物の受入が終了している（財）三重県環境保全事業団小山処分場について、昨年12月より将来の跡地利用に向けた安全性確認に必要な大気、浮遊じん、野菜などの放射性物質の調査を、放射線の専門分析機関により実施しております。

県としては、昨年12月からの調査において、現地での試料の採取、測定に立会うとともに、測定結果の報告をその都度求めてきており、今回、これら調査の評価結果の報告がありました。その内容は、跡地利用を想定した評価を含めて安全性は確保されているとなっています。

県としては、報告内容がいずれの評価項目についても、

- ① 放射能濃度分析結果が過去のデータ、近傍畑地や分析専門機関が示す文献値と比較して同程度の結果となっていること

- ② 「一般公衆の年実効線量当量」である 1 mSv を十分に下回っていること
 - ③ 平成20年8月8日の文部科学省、環境省からの技術的助言を踏まえた検証方法と評価方法で実施されていること
 - ④ 学識経験者等から特に問題となることはないとのコメントがあること
- などから、その評価は妥当と考えています。

別紙 改善7項目に対する経過報告の概要

指示項目	平成20年8月11日の報告概要	経過報告 (平成20年11月10日) の概要	経過報告 (平成21年3月30日) の概要	経過報告 (平成21年7月15日) の概要	経過報告 (平成21年11月30日) の概要	
① 情報公開の実施	工場の定期的な公開	・定期的な工場の公開	・6月に続き11月に工場見学会開催 ・今後も定期的に公開	・6月、11月に工場見学会開催 ・毎年定期的に公開	・5月に特別防災訓練の見学会開催 ・7月に地元中学生の工場見学受入	・11月に工場見学会の実施 ・11月に地元中学の研究発表会による7月工場見学内容の発表
	環境・安全情報の常時開示	・環境専門委員会の公開 ・PRTR届出、廃棄物処理量、測定データの公開	・環境専門委員会の公開(8月～) ・PRTR届出内容公開(8月)、廃棄物処理量及び空間放射線量率の公開(9月) ・廃棄物電子マニフェストの運用開始(10月)	・環境専門委員会の公開を継続(第5回、第6回) ・総量規制対象物質の月間平均値を公開 ・10月から廃棄物電子マニフェストの運用を開始し、現在5社と実施	・環境専門委員会の公開を継続(第7回) ・3ヶ月に1度の更新を継続(P R T Rは年に1度) ・平成20年度の導入率は30% ・事業団のアイアンクレーは全て電子マニフェスト化が終了	・環境専門委員会の公開を継続(第9回) ・3ヶ月に1度の更新を継続(P R T Rは年に1度) ・平成21年度現在の導入率は70%。
② 設備総点検の実施	設備総点検の実施	・6～7月に総点検実施、10月の定期修理の徹底	・定期修理の実施状況	・その後の対応状況 ・日常点検、パトロールの強化	・平成21年度の定期修理予定 ・設備保全子会社との連携強化	・設備総点検の残った課題への対応が12月中に完了 ・子会社の設備保全部門を同工場設備保全全部事務所に移転 ・定期修理での設備保全部と子会社の設備保全部門の連携強化
	管理方法の見直し	・四日市工場にエンジニアリング生産設備保全部の新設	・生産設備保全部を設置(8月) ・「設備保全計画」策定に着手	・「設備保全計画」の改善スケジュールの策定	・各生産部門への専任設備保全スタッフを配置 ・設備保全部の設置 ・電気計装Gの設置	・電気設備の点検体制の構築 ・設備保全部の活動機械設備経験者の子会社からの出向による社内体制強化
		・外部コンサルタントによる環境安全保安体制の改善 ・「環境・安全・設備委員会」による緊急集中的な環境・安全問題の解決など	・外部コンサルタント2名を選任(8月) ・設備保全等の指導を受ける ・短期集中課題への対応継続 ・中長期工場改善アクションプラン作成中	・外部コンサルタント2名によるコンサルティングの実施 ・化学系エンジニアリング会社からのアドバイスを受ける ・12月に社長に結果報告 ・委員会を解散し、組織横断的な工場内プロジェクトの設置 ・工場共通配管維持管理方法等の標準化を実施	・P R T R、環境完全管理体制等に関する講演の実施 ・教育訓練、設備保全等の部門別アクションプランを策定・実施 ・組織横断プロジェクトの活動を継続 ・リスクアセスメントによる非定常作業手順の見直し	・化学物質管理法に関する講演の実施 ・コンサルタントによる工場視察 ・安全衛生改善実施項目の取組の継続 ・環境保全に係るアクションプランの実施 ・不良配管等の把握、配管データベースの整備 ・排出処理系統構築のための調査の実施 ・エネルギー管理規定の改訂 ・リスクアセスメント実施要領の継続的な見直し

指示項目	平成20年8月11日の報告概要	経過報告 (平成20年11月10日) の概要	経過報告 (平成21年3月30日) の概要	経過報告 (平成21年7月15日) の概要	経過報告 (平成21年11月30日) の概要	
③ コンプライアンス、危機管理、各業務の専門性の向上等に関する研修の実施	従業員のコンプライアンス意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による研修会や社長との対話 ・ 職場ミーティングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全従業員対象の研修終了(10月) ・ 「行動規範」の抜本的な見直し中 ・ 179回の教育職場会開催(8～10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月に「行動規範」を改定 ・ 職場ミーティングによる趣旨徹底 ・ e-ラーニングの導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度コンプライアンス教育啓発活動計画を策定 ・ 新入社員、中堅社員を対象にコンプライアンス教育強化 ・ e-ラーニングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 総合職に対するコンプライアンス継続学習(e-ラーニング)156名参加 ・ 新入社員対象のコンプライアンス基礎学習を実施(通信教育)156名参加 ・ e-ラーニング、通信教育による研修の実施
	各業務の専門性の向上等に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家、コンサルタントによる研修 ・ 危機管理・環境保安・安全教育的職場研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教育研修受講状況 ・ 安全衛生保安基本教育の開催 ・ 定修時の工事安全教育的開催 ・ トラブル発生時の注意喚起と水平展開 ・ 教育効果の分析評価を予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教育研修受講状況 ・ 安全職場会等の継続実施 ・ 教育プログラムの検討 ・ 理解度試験の実施(教育効果を把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得の推進 ・ 現場従業員に対する、特に廃棄物、放射線に関する最低限の知識習得の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止管理者、第1種衛生管理者等の資格取得の推進 ・ 現場従業員に対する危険予知研修及び安全実技研修の実施 ・ 社員の研修受講状況を把握するための安全衛生教育管理システムの構築
④ 社長直轄の工場改善担当組織の設置	本社機能の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市工場に「社長室」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社長室」新設(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境安全管理部」「四日市広報部」「内部監査室」を統括 ・ 「環境安全対策委員会」のもとに「化学物質管理委員会」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境・安全衛生統括(常務)執行役員の設置と四日市への常駐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長室、環境・安全衛生統括部による集約と経営首脳への報告の実施 ・ ナノマテリアル対策委員会の設置(開催実績4回)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長は週2日間、四日市工場に滞在し、直接指揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長は週に2日程度滞在 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長の週2日程度滞在の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長の週2日程度滞在の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月5日に社長、工場長以下の工場巡視と意見交換を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会、経営会議等を適宜四日市工場で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会を四日市で開催(8、10月) ・ 経営陣による安全巡視の実施(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会を四日市で開催(8、10月) ・ 全社的会議の四日市での開催 ・ 平成20年度に4回取締役会を四日市工場で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会を2～3ヶ月毎に四日市で開催 ・ 経営陣による職場巡視の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月8日に社長、工場トップ安全パトロールを実施

指示項目	平成20年8月11日の報告概要	経過報告 (平成20年11月10日) の概要	経過報告 (平成21年3月30日) の概要	経過報告 (平成21年7月15日) の概要	経過報告 (平成21年11月30日) の概要	
	社長直轄の改善・ 監督組織の設置	・「地球環境部」を本社 から四日市社長室に移管	・「地球環境部」の移管(8月) ・四日市工場の環境安全の チェック及び情報収集 ・発信	・「環境部安全管理部」に改称 (12月) ・3月に四日市工場環境監査を 実施	・「環境・安全衛生統括部」に 改称 ・工場幹部との打合せの実施 ・事故・災害発生に係る報告 ルールを構築	・内部監査室と連携したアイア ンクレー搬出管理基準に基づく 内部監査の実施
		・「内部監査室」を四日 市にも設置	・廃棄物の特別監査実施 ・小口工事の特別監査を予定	・小口工事など4項目の四日市 工場における特別監査を実施 ・産業廃棄物に係る特別監査を ほぼ終了	・平成21年度の監査計画 ・緊急通報、環境影響事象の書 類検証監査を予定	・工事、緊急通報、環境影響事 象報告等に係る書類検証監査の 実施 ・安全衛生監査、新規化学物質 管理監査に係りチェックリスト に基づく監査の実施
		・四日市広報部の新設、 本社に広報委員会を設置	・四日市広報部新設(8月) ・地域への情報発信・地域コ ミュニケーションの促進	・広報誌「きずな」の配布(今 後、年2回発刊予定)	・6月に地元自治会に対し説明 を実施	・広報誌「きずな」第2号の配 付
		・アドバイザーボード の設置、代表取締役3名 体制	・ボードアドバイザー2名設置 (6月) ・代表取締役を2名新設(6月)	・「設備保全計画」の改善指導	・ボードアドバイザーの社外取 締役への選任	・社外取締役の人脈を活かした 環境安全活動の実施
⑤ 工場の指 揮命令系 統、責任 区分の明 確化	工場の指揮命令系 統	・生産部門を副工場長に 集約	・工場次長を廃止、副工場長が 生産部門を統括(8月)	・管理総務部を管理部と総務部 に分割し、責任区分を明確化	・環境安全衛生検査担当副工場 長の新設	・2副工場長による牽制機能の 実施
		・「環境安全部」、「検 査部」等は工場長直轄	・「環境安全部」「品質保証 部」「検査部」は工場長直轄組 織(8月) ・「検査部、環境安全部」は、 新設「廃棄物対策部」を監視(8 月)	・環境安全部は、「廃棄物発生 量を把握するための社内ルー ル」の整備と運用を開始 ・各生産部門での廃棄物に関す る社内教育を推進	・継続実施 ・継続実施	・環境安全衛生部が「安全衛生 教育規定」を検討 ・継続実施
		・廃棄物対策部門を環境 安全部から分離独立	・「廃棄物対策部」を独立(8 月) ・廃棄物搬出業務を担当	・搬出マニュアルを策定し責任 権限を明確化予定(3月末) ・廃棄物削減について「ごみゼ ロ部会」とリンクし活動を強化 予定	・搬出マニュアルを策定 ・「ごみゼロ推進部会」を月1 回開催	・アイアンクレー搬出基準によ る管理の実施 ・「ごみゼロ推進部会」の月1 回の継続開催

指示項目	平成20年8月11日の報告概要	経過報告 (平成20年11月10日) の概要	経過報告 (平成21年3月30日) の概要	経過報告 (平成21年7月15日) の概要	経過報告 (平成21年11月30日) の概要	
⑥ 施設・設備の新設、改善等におけるチェック機能の強化	許認可届出チェック機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 法令マップの整理 	<ul style="list-style-type: none"> 法令マップを整備中 	<ul style="list-style-type: none"> 法令マップがほぼ終了、工事申請時の法令チェックに利用開始 部署毎の法令届出事項を洗い出し、業務分掌細則を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 法令マップの本格運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法令マップの見直しの実施
		<ul style="list-style-type: none"> 申請届出チェックシートの利用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 予算進捗管理システムに申請届出チェック機能を追加、運用開始(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事予算管理システムに届出申請チェックシートを組み込み工事管理システムとして拡張利用 操作マニュアルを整備 	<ul style="list-style-type: none"> 工事予算管理システム中の届出申請チェックシートを本格運用 	
		<ul style="list-style-type: none"> 申請届出情報のデータベース化によるチェック体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> データベース閲覧システムを準備中 	<ul style="list-style-type: none"> 法令の詳細データベースのテスト運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法令の詳細データベースの本格運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 法令データベースの見直しの実施
	法務担当の設置	<ul style="list-style-type: none"> 外部から専門家の招聘 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家を依頼中 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家の確保に至らず システムによるチェック機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質管理規程に基づく業務マニュアルを整備するなど届出システムを構築・運用 	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出に関するレクチャーの実施
		<ul style="list-style-type: none"> コンサルタントの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 外部コンサルタント2名を選任(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部コンサルタントによるコンサルティング 化学系エンジニアリング会社からのアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタントによる改善活動の指導 	<ul style="list-style-type: none"> コンサルタントによる工場視察 環境安全衛生に関する講演の実施
⑦ 環境法令に基づく測定、検査等における外部機関とクロスチェックの徹底	外部機関とのクロスチェック	<ul style="list-style-type: none"> 工場排水、地下水分析、排ガス分析、空間放射線量率測定の一部を外部機関に依頼し、クロスチェックを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に外部機関に委託・ホームページでデータを公開(一部9月から実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 12月から排ガスの外部機関での測定開始 11月から空間放射線量率のクロスチェック開始 	<ul style="list-style-type: none"> クロスチェックの継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関によるクロスチェックの継続実施

4. 浄化槽法に係る指定検査機関について

I 社団法人三重県水質保全協会の不適切な検査業務

1 経緯

浄化槽法に基づく指定検査機関である三重県水質保全協会（以下「協会」という。）における不適切な検査業務については、平成 20 年 9 月に協会会員から指摘があったことを受け、是正を指導するとともに、県において有識者検討会を設置して検証を行ったところです。

県では、この検証結果をもとに、是正が必要な事項について、9 月 25 日付けで文書指導しましたが、是正内容が不十分であったことから、11 月 11 日に改善勧告を行いました。この改善勧告に対しては、12 月 2 日に是正措置の報告書が提出されました。

2 協会からの報告概要

(1) 不適切な検査業務の経緯の把握及び組織体制等の見直し

法令に定められた時期に 7 条検査を実施してこなかった経緯を調査したところ、平成 16 年に協会内部でこの問題を把握したにもかかわらず、法令遵守の意識が低く、適切に対処せず、県への報告も行わなかった。

このことから、浄化槽関係業者の割合が 3 分の 1 以下である法定検査の委員会を設置し、県の審査基準に適合する組織体制とすることを決定した。

(2) 未実施の 7 条検査物件の対応

7 条検査が未実施であった浄化槽（2,603 件）については、約 93%の対応が完了し、残る 195 件についても未入居や連絡不能等、実態に応じた仕分けを行った。今後、戸別訪問等により対応を進める。

(3) 研修の実施

役員にこの問題の原因及び対策の重要性を認識させ、再発防止を徹底するための研修を実施した。今後も役員及び職員に対する研修を計画的に実施する。

(4) 事務処理システムの改善

適正かつ確実な検査業務のための事務処理システムの構築を進め、平成 22 年 2 月から運用する。

(5) 社会的責任及び説明責任と県民の信頼回復

協会がこの問題に対処してこなかった責任を踏まえ、新たな組織体制のもとで県民の信頼を得ていくこととした。

3 今後の対応

提出された是正報告の内容について精査を行い、引き続き、適正かつ確実な検査業務が確保されるよう指導していくとともに、立入検査等により履行確認をしてまいります。

なお、不適正時期に 7 条検査が行われてきた経緯等に関しては、県としても関係役員や職員のヒアリングを行っていることから、調査終了後、その結果を踏まえて指導してまいります。

[参考]

水質保全協会に対する指導等の経緯

平成 20 年 9 月 3 日 12 月 18 日	協会会員が 7 条検査に係る問題を記者会見で指摘 協会が記者会見し調査結果を報告 改善措置を実施 <ul style="list-style-type: none">・平成 18 年度以前に 7 条検査の依頼を受けた浄化槽のうち、平成 20 年 2 月 26 日時点で未検査のものが 2,603 件あった。・平成 7 年以降の検査済物件の 7 条検査実施日と使用開始予定日を調査したところ、法令で定めた適正検査時期に検査したものは、旧規則適用物件で 47%、新規則適用物件で 84%であった。
平成 21 年 2 月 6 日～ 7 月 16 日 9 月 25 日 11 月 11 日 11 月 30 日 12 月 2 日 (平成 22 年 3 月末)	有識者検討会を 4 回開催 協会の不適切な検査業務の検証及び審査基準等の考え方の整理を実施 県が不適切な検査業務に係る是正を文書指導 県が是正について改善勧告 県が審査基準等を策定し公表 協会が改善勧告に対する報告書を提出 指定検査機関の指定期限

II 指定検査機関の指定に係る審査基準等

1 策定の経緯

浄化槽法に規定する法定検査（第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査）を行う者については、同法に基づき知事が指定するものとされています。

本県では、三重県水質保全協会を指定しているところですが、協会における7条検査の不適切な検査業務が明らかになったことを踏まえ、県において、検査業務の適正かつ確実な実施を確保するため、指定に係る審査基準及び取消に係る処分基準（以下「審査基準等」という。）を定めました。

審査基準等の検討経過

平成21年9月25日	有識者による検討会の意見を聞き、指定に係る審査基準等の考え方を整理。
10月2日～11月2日	審査基準等の考え方に対するパブリックコメント募集。 意見の概要 →協会の理事会が業界関係者で構成されていることから、法定検査に関することは切り離すべき等、3件が寄せられた。
11月30日	浄化槽指定検査機関の指定に係る審査基準等を策定し、公表した。

2 審査基準等の概要

(1) 指定検査機関の指定に係る審査基準

法施行規則に規定する以下の指定基準について、審査にあたっての具体的な判断基準及び欠格要件を定めました。特に、理事会が浄化槽関係業者で構成される場合は、浄化槽関係業者の割合を3分の1以下とする法定検査の委員会等を設置しなければ指定しないことを規定しています。

- ① 職員、設備、検査業務の実施に関する計画
- ② 経理的及び技術的な基礎
- ③ 当該業務が行われる地域での必要かつ適当な検査業務の実施
- ④ 検査手数料の額
- ⑤ 検査員の設置
- ⑥ 水質に関する検査の信頼性確保

(2) 指定の取消に係る処分基準

不適正な検査業務が行われた場合における取消処分の基準について、以下の区分に応じて具体的に定めました。

- ① 県がその改善を指示したにもかかわらず、これに従わず、適正かつ確実な検査が確保されないときは、指定を取り消すことができるものとした。
- ② 欠格要件に該当するときは、指定を取り消すことができるものとした。

3 今後の対応

指定検査機関の指定にあたっては、今後、この審査基準に基づき厳格に審査することとします。

5. 水道事業の一元化について

1 一元化に向けた現在の状況

(1) 伊賀水道について

本県では、伊賀市と一元化に関する基本合意書（平成20年11月4日）の締結を行い、平成22年4月からの一元化に向け資産譲渡等の諸手続を進めています。

また、水源となる川上ダムについては、全国的なダム建設事業の見直しのなか、現在実施されている工事の段階から新たな整備段階に入らないとされています。

川上ダム建設事業については、必要不可欠な事業であることから県関係部局と連携して建設要望や情報収集を行っているところです。

なお、現在伊賀市としては川上ダムが完成するまでの間、川上ダム建設を担保に木津川から暫定豊水水利権を取得し対応している状況です。

○一元化に関する今後の主な調整事項

- ・固定資産や公営企業債の名義変更等に関すること
- ・「事業譲渡契約書」の内容に関すること

○川上ダムに関する今後の手続き

- ・国におけるダム事業の進め方に関する基本的な方針の決定
- ・水資源機構における川上ダム事業実施計画の変更

(2) 志摩水道について

本県では、平成21年3月30日に志摩市と一元化に関する基本合意書の締結を行い、平成22年4月からの一元化に向けて志摩水道連絡調整会議において協議を進めてきましたが、平成21年11月に志摩市長より「一元化後の維持管理に万全を期すため施設・設備の現状等について、より詳細な調査を行うとともに、施設改良計画等についても市で実施する場合の具体的な取り組みや課題を検討したい」などの理由により、一年延長して平成23年4月から一元化したいとの申し入れがありました。

2 今後の対応

(1) 伊賀水道について

企業庁において、引き続き市への技術継承に取り組むとともに、平成22年4月からの一元化に向けた手続きを進めますが、伊賀市としては、川上ダムに求める利水量を他の水源で補完することが困難であることから、川上ダムの建設事業推進に向け国の動向を注視し、伊賀市及び関係機関と連携して取り組んでまいります。

(2) 志摩水道について

この度の志摩市の申し入れは、安全・安心な水を供給することが主眼であることから、この申し入れを受け入れ、基本合意の変更を行い、平成23年4月からの一元化実施に向け、志摩市及び県関係部と連携し取り組んでまいります。

6. 森林資源のCO₂吸収・固定機能の「見える化」について

森林は、京都議定書でも二酸化炭素の吸収源として位置づけられており、日本では削減目標6%の内、3.8%を森林吸収で賄うこととしており、森林整備の促進は喫緊の課題となっています。また、木材は、吸収したCO₂を住宅や木製品として貯蔵（固定）し続け、地球温暖化防止に大きな役割を果たすとともに、「緑の循環」を円滑にし、森林づくりに貢献するものです。

低炭素社会の構築に向けて、森林の持つCO₂を吸収・固定するという役割は非常に重要であり、その機能をより発揮するためにも「社会全体で支える森林づくり」を進めていくことが重要な課題となっています。

このため、森林や木材のCO₂の吸収・固定機能を分かりやすく表示（見える化）し、県民や企業の皆さんに森林づくりへの参画や県産材の利用を促進する取組を進めていきます。

（1）木材のCO₂固定量認証制度

県では、「三重の木」認証材を含め、県産材の利用の拡大に努めているところですが、県産材を使用することによる環境保全への貢献を分かりやすく表示する認証制度を創設します。

【制度】

- ・ 県民や企業等が住宅や店舗、事業所等に県産材を利用した場合、その県産材に固定されているCO₂量を知事が認証する

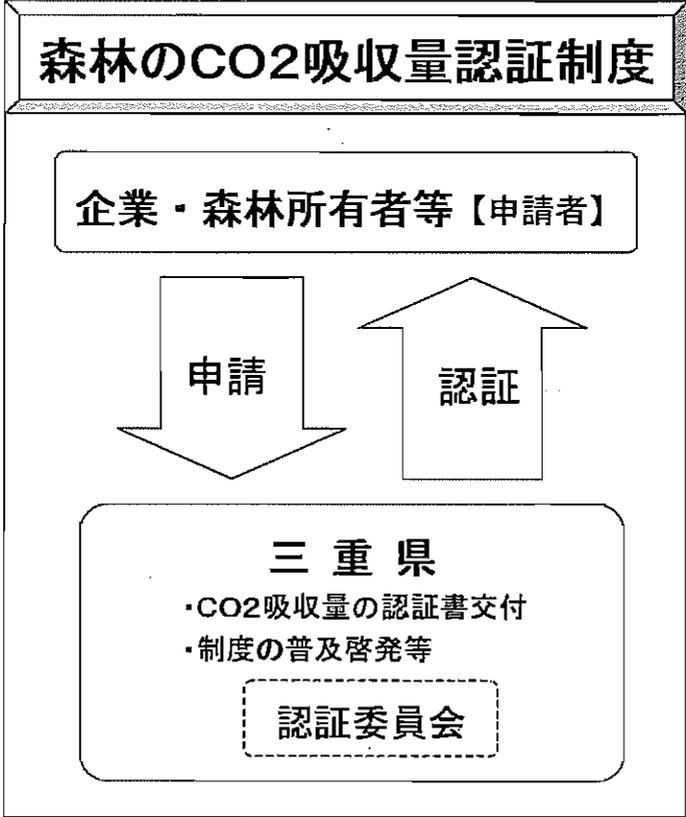
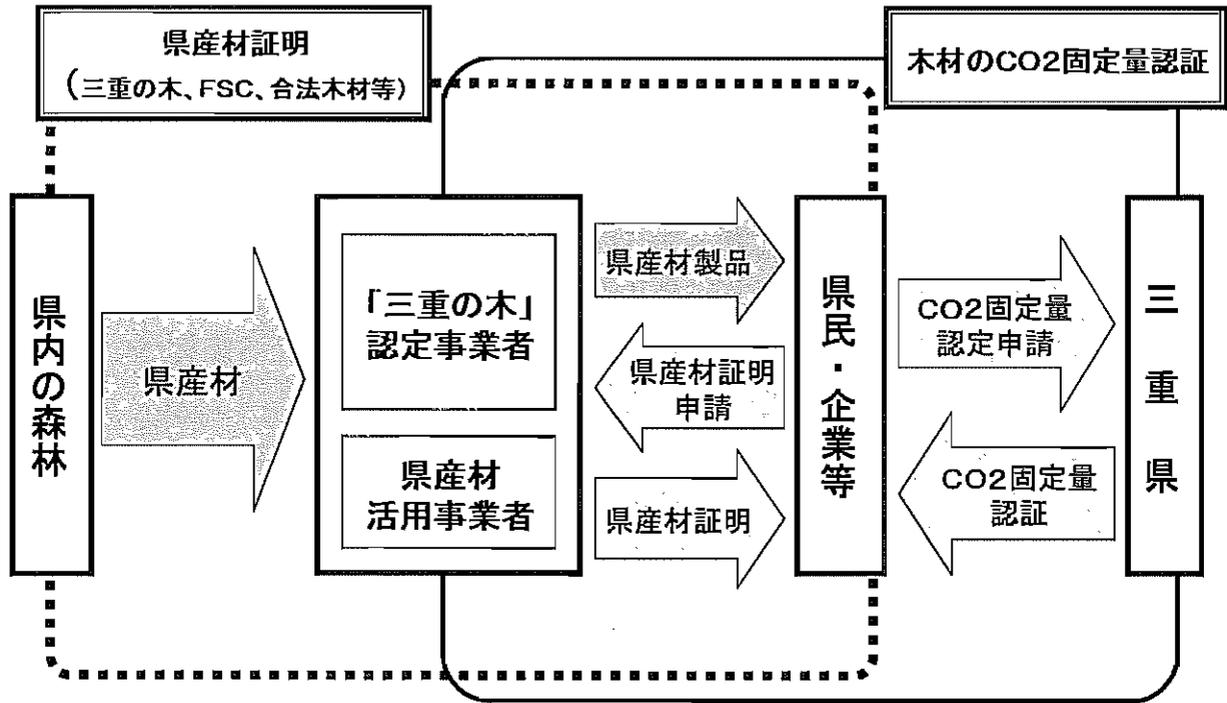
【取組】

- ・ 平成21年度はモデル的に企業・法人の認証を実施
- ・ 平成22年度から一般県民も含めた認証へ展開

（2）森林のCO₂吸収量認証制度

県では、森林づくりを社会全体で進めるため、企業の森やボランティアの森林づくりを進めているところですが、森林整備をすることによるCO₂の吸収量を認証する制度の創設に向けた検討を進めています。

県産材利用促進のための新たな仕組み
(木材のCO2固定量認証制度 等)



7. 生物多様性地域戦略について

1 生物多様性について

生物多様性とは、多くの種類の生き物が存在し、それらがつながり支えあって生態系の豊かさやバランスが保たれていること、また多様な遺伝子が過去から切れ目なくつながっていることをいいます。

なお、生物多様性は大きく分けると次の3つの多様性からなります。

- ①遺伝子の多様性：同じ種類の生き物の中にもそれぞれの個性があること
(例：ゲンジボタルは、同じ種であっても、中部山岳地帯の西側と東側によって発光周期が違うことなど)
- ②種の多様性：地域に特有の様々な種類の生き物がいること
(例：日本は、南北に長く複雑な地形や豊富な降水量等多様な条件により、色々な種類の動植物が生息・生育している状況)
- ③生態系の多様性：森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があること
(例：伊勢湾の干潟、自然林や里山林、人工林などの森林、大小の河川など、様々な自然が存在すること)

この生物の多様性は、地域固有の財産として地域独自の生活や文化にも影響をあたえています。これらの多様性は、人間による開発や乱獲、里地里山の手入れ不足による環境変化、外来種の繁殖等により危機に面しています。

2 地域戦略の位置付けについて

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法(平成20年6月施行)において、「県は生物多様性の基本的な計画(地域戦略)を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、三重県における生物多様性の保全等に関する基本的な計画として、今回策定いたします。

3 地域戦略の内容について

本県では、生物多様性の保全について、三重県自然環境保全条例において、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保等に関する施策を総合的に推進していくとしています。

生物多様性地域戦略では、今後、県がどのような目標を掲げて、この条例の規定に対応していくか、また民間といかに協働していくかなどについて示していきます。

○内容

- ・生態系の保全
- ・希少種の保護、生息域の保全
- ・海岸・河川や里地里山の保全・再生
- ・県民や企業の参画の推進

4 策定スケジュール（案）

当該地域戦略は平成22年度中の策定を目指しています。

平成22年3月 第1回 専門家調整会議の開催
7月 パブリックコメントの募集
12月 自然環境保全審議会へ諮問
平成23年1月 自然環境保全審議会から答申
3月 県議会第2回定例会で説明

5 COP10について

平成22年10月11日から29日までの間、名古屋市内において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されますが、本年10月、愛・地球博会場跡地で開催された「COP10 開催1年前記念イベント」に参加し、県内での生物多様性の保全に取り組む事例を紹介しました。

来年10月の本会議においては、白鳥公園内の展示会への参加や参加者向けエクスカージョンの実施について検討しています。

（参考）

生物多様性基本法（抜粋）（平成二十年六月六日法律第五十八号）

第十三条

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

三重県自然環境保全条例（抜粋）（平成十五年三月十七日三重県条例第二号）

（改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号）

第一条

三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的とする。

生物多様性地域戦略策定済みの県

埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県

8. 審議会等の審議状況（平成21年9月16日～平成21年11月23日）
 （環境森林部）

1. 三重県自動車廃物認定委員会

1 審議会等の名称	三重県自動車廃物認定委員会
2 開催年月日	平成21年11月16日（平成21年度第1回）
3 委員	委員長 寺川 史朗（三重大学人文学部准教授） 委員 植村 静子 他6名 （出席委員数 7名（委員長を含む））
4 諮問事項	・県の所有又は管理地（県有地等）及び市町の所有又は管理地（市町有地等）に放置された自動車の廃物判断について
5 調査審議結果	・県有地等に放置された自動車の廃物判断 2件 （審議結果） →（2件）廃物として判断 ・市町有地等に放置された自動車の廃物判断（審議案件なし）
6 備考	※県道及び堤防に放置された自動車